平成３０年（フ）第６２号
徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓367番地１　ヴィラ誠和　307号室
債務者　柿原　次夫
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　健夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１３０号
愛媛県松山市春日町15番地６　みふくマンション105号
債務者　石岡　安文
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　真久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
松山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第８号
石川県鳳珠郡能登町字鵜川29字160番地１
債務者　堂上　邦夫
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成３０年（フ）第９号
石川県鳳珠郡能登町字鵜川29字160番地１
債務者　堂上　博子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成３０年（フ）第１５９号
函館市本町31番32号
債務者　内匠　孝二
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１６５号
函館市港町１丁目29番17号
債務者　櫻井喜代枝（旧姓丹野）
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１６６号
北海道亀田郡七飯町本町８丁目15番12―134号
債務者　外山　義之
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１７３号
函館市千代台町15番９号
債務者　小笠原　忍
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１７６号
函館市千歳町３番８号　レオパレス第１Ａ205号室
債務者　鱈場　佳奈
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第３号
和歌山県日高郡美浜町大字吉原898番地
債務者　玉置勇喜雄
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成３０年（フ）第１３３号
千葉県佐倉市上座1208番地１　リヴェール壱番館103
債務者　中田　　慧
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１３７号
千葉県八街市山田台97番地１
債務者　鈴木　愛理（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１４９号
千葉県八街市榎戸407番地62
債務者　小倉　依子
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第４９７号
埼玉県久喜市菖蒲町三箇554番地１
債務者　細田　淑子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６７７号
埼玉県川口市大字石神189番地の１　グリーンハイツ静ケ丘203号
債務者　佐藤千恵子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７１０号
さいたま市岩槻区加倉１丁目７番12―201号
債務者　髙田　　満
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７１３号
埼玉県川口市東領家５丁目19番15号
債務者　古橋　　司
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７５５号
埼玉県川口市安行出羽４丁目３番13号　陽光グリーンハイツ203号
債務者　髙橋　恵子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係